



三重県公報

令和8年8月18日（火）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
510	熊本県の一部の地域における三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長	（ 税 務 企 画 課 ）	1

告 示

三重県告示第 510 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号。以下「条例」といいます。）第 11 条第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）、条例又は三重県産業廃棄物税条例（平成 13 年三重県条例第 51 号）に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除きます。）、納付又は納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、自動車税（条例第 137 条の 6 に規定する賦課期日後に納税義務が発生したものに限る。）及び狩猟税に関するものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

令和 8 年 8 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
